

堺市請負工事成績評定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、堺市請負工事検査規程(平成5年庁達第1号。以下「規程」という。)第13条の規定に基づいて実施する請負工事(工事に関連する設計、測量等の委託業務を含む。以下「工事」という。)の成績の評定(以下「評定」という。)を厳正かつ的確に行うため、評定の方法等について必要な事項を定める。

(評定の方法)

第2条 評定は、工事ごとに行うものとする。

2 評定に当たっての採点については、所管部長が定める審査項目別採点基準表及び別表の審査項目別配点基準表に基づき行うものとする。

3 1の工事の評定者となる検査担当又は指定検査員が2人以上ある場合においては、それらの者が協議のうえ評定を行うものとする。

(評定結果の通知等)

第3条 工事検査課長は、規程第13条第3項の規定により検査担当又は指定検査員から成績表の送付を受けたときは、遅滞なく当該工事の請負業者に対して工事(業務)完成検査合格及び成績評定通知書(様式第1号)により、その結果を通知するものとする。

2 前項の規定による通知に係る工事(工事に関連する設計、測量等の委託業務を除く。)については、評定の結果を公表するものとする。

(評定の修正等)

第4条 担当課長及び工事検査課長は、工事の目的物の受領後、かし担保期間中に当該目的物にかしが判明した場合は、当該工事に係る評定を修正することができる。

2 前項の規定により評定を修正した場合は、成績評定修正通知書(様式第2号)によりその結果を通知するものとする。

3 前条第2項の規定は、第1項の規定による評定の修正について準用する。

(説明の請求等)

第5条 第3条第1項又は前条第2項の規定による通知を受けた者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して14日以内に書面により、評定内容について説明を求めることができる。

2 工事検査課長は、前項の規定により説明を求められたときは、担当課長及び契約課長と協議のうえ書面により回答するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、評定の方法等について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

(美原町の編入に伴う経過措置)

2 美原町の編入前に、同町において契約を締結した工事に係る請負工事に係る審査項目別採点基準表の規定の適用については、同表中「第30条」とあるのは「第28条」と、「第45条」とあるのは「第41条」とする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の堺市請負工事成績評定要綱は、前項に規定する日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の堺市請負工事成績評定要綱は、前項に規定する日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。
附則
この要綱は、平成20年7月1日から施行する。
附則
(施行期日)
- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の堺市請負工事成績評定要綱は、この要綱の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。
附則
(施行期日)
- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 この要綱による改正後の堺市請負工事成績評定要綱の規定は、平成22年4月1日以後に契約を締結する工事に係る検査から適用し、同日前に契約した工事の検査については、なお従前の例による。
附則
(施行期日)
- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 この要綱による改正後の堺市請負工事成績評定要綱の規定は、平成23年4月1日以後に公告その他契約の申込みの誘引がおこなわれる契約について適用し、同日前に公告その他契約の申込みの誘引が行われた契約で同日以降に締結されるものについては、なお従前の例による。

様式第1号 (第3条関係)

工事(業務)完成検査合格及び成績評定通知書

年 月 日

様

堺市長



貴社が受注した工事(業務)は、完成検査の結果、合格したので通知します。なお、工事(業務)成績の評定した結果は下記のとおりです。

記

1 業 種

2 工 事 名

3 契 約 金 額

4 契 約 日

5 工 期

6 検 査 確 認 日

7 評 定 点

この評定結果に疑問のあるときは、書面により堺市に対してその疑問を明記の上、この通知を受け取った日の翌日から起算して14日以内に、説明を求めることができます。

疑問点に対する説明は、書面により回答します。

問い合わせ先 課 電話番号 -

様式第2号 (第4条関係)

成績評定修正通知書

年 月 日

様

堺市長



貴社が受注した工事(業務)については、堺市請負工事成績評定要綱第4条第1項の規定により評定を修正したので、その結果を下記のとおり通知します。

記

- 1 業 種
- 2 工 事 名
- 3 契 約 金 額
- 4 契 約 日
- 5 工 期
- 6 検 査 確 認 日
- 7 当 初 評 定 点
- 8 修 正 評 定 点

この評定結果に疑問のあるときは、書面により堺市に対してその疑問を明記の上、この通知を受け取った日の翌日から起算して14日以内に、説明を求めることができます。

疑問点に対する説明は、書面により回答します。

問い合わせ先 課 電話番号 -

別表(第2条関係)

1 建築工事その他これに類する工事及び土木工事その他これに類する工事

	考查項目	a	b	c	d	e
監督員	施工体制一般	+1	+0.5	0	-5	-10
	配置技術者	+3	+1.5	0	-5	-10
	施工管理	+4	+2	0	-5	-10
	工程管理	+4	+2	0	-5	-10
	安全対策	+5	+2.5	0	-5	-10
	対外関係	+2	+1	0	-2.5	-5
	出来形	+4	+2	0	-2.5	-5
	品質	+5	+2.5	0	2.5	-5
	創意工夫	+(7)	0			
主任監督員	工程管理	+2	+1	0	-7.5	-15
	安全対策	+3	+1.5	0	-7.5	-15
	施工条件等への対応	+(20)		0		
	地域への貢献等	+10	+5	0		
	法令遵守等			0	-(20)	
検査担当	施工管理	+5	+2.5	0	-7.5	-15
	出来形	+10	+5	0	-10	-20
	品質	+15	+7.5	0	-12.5	-25
	出来ばえ	+5	+2.5	0	-5	

2 建築設計業務その他これに類する業務

	考查項目	a	b	c	d	e
監督員	準備・体制	+5	+2.5	0	-2.5	-5
	情報収集	+3	+1.5	0	-1.5	-3
	条件設定	+4	+2	0	-2	-4
	打合せ・協議・調整	+3	+1.5	0	-1.5	-3
	比較検討	+4	+2	0	-2	-4
	日程監理	+4	+2	0	-2	-4
	総合化	+5	+2.5	0	-2.5	-5
	設計図書	+4	+2	0	-2	-4
	積算関係書類	+4	+2	0	-2	-4
	各種申請書類その他	+2	+1	0	-1	-2
	業務の完了	+3		0		-3
	受託者努力による期限内完了	+5	+2.5	0		
	指定検査員	準備・体制	+3	+1.5	0	-1.5
情報収集		+2	+1	0	-1	-2
条件設定		+3	+1.5	0	-1.5	-3
打合せ・協議・調整		+2	+1	0	-1	-2
比較検討		+2	+1	0	-1	-2
日程監理		+3	+1.5	0	-1.5	-3
総合化		+3	+1.5	0	-1.5	-3

設計図書	+4	+2	0	-2	-4
積算関係書類	+4	+2	0	-2	-4
各種申請書類その他	+2	+1	0	-1	-2
業務の完了	+3		0		-3
受託者努力による期限内完了	+4	+2	0		

3 建築監理業務その他これに類する業務

考査項目		a	b	c	d	e
監督員	規律・態度	+4	+2	0	-2	-4
	勤務状況	+4	+2	0	-2	-4
	監理体制	+4	+2	0	-2	-4
	確認	+5	+2.5	0	-2.5	-5
	調整	+5	+2.5	0	-2.5	-5
	助言・指導	+5	+2.5	0	-2.5	-5
	監督・技術	+5	+2.5	0	-2.5	-5
	近隣又は臨機の対応	+4	+2	0	-2	-4
	連絡・報告	+4	+2	0	-2	-4
	監理関係書類	+3	+1.5	0	-1.5	-3
	記録・整理	+3	+1.5	0	-1.5	-3
	割戻点	-10				
指定検査員	規律・態度	+4	+2	0	-2	-4
	勤務状況	+4	+2	0	-2	-4
	監理体制	+4	+2	0	-2	-4
	確認	+2	+1	0	-1	-2
	調整	+2	+1	0	-1	-2
	助言・指導	+2	+1	0	-1	-2
	監督・技術	+2	+1	0	-1	-2
	近隣又は臨機の対応	+4	+2	0	-2	-4
	連絡・報告	+4	+2	0	-2	-4
	監理関係書類	+3	+1.5	0	-1.5	-3
	記録・整理	+3	+1.5	0	-1.5	-3

4 土木監理業務その他これに類する業務

考査項目		a	b	c	d	e
監督員	規律・態度	+4	+2	0	-2	-4
	勤務状況	+4	+2	0	-2	-4
	監理体制	+4	+2	0	-2	-4
	確認	+4	+2	0	-2	-4
	調整	+4	+2	0	-2	-4
	助言・指導	+4	+2	0	-2	-4
	監督・技術	+4	+2	0	-2	-4

近隣又は臨機の対応	+3	+1.5	0	-1.5	-3
連絡・報告	+3	+1.5	0	-1.5	-3
監理関係書類	+3	+1.5	0	-1.5	-3
記録・整理	+3	+1.5	0	-1.5	-3
割戻点	-10				

指定 検査 査員	調整	+5	+2.5	0	-2.5	-5
	監督・技術	+5	+2.5	0	-2.5	-5
	連絡・報告	+10	+5	0	-5	-10
	監理関係書類	+10	+5	0	-5	-10
	記録・整理	+10	+5	0	-5	-10

5 2から4までの業務以外の業務

	考查項目	加点ポイント	減点ポイント	考查点
監 督 員	業務の理解	+2	-2	
	事前準備	+1	-1	
		+1	-1	
	業務実施計画	+1	-1	
		+1	-1	
		+2	-2	
	打合せ協議	+1	-1	
		+2	-2	
		+2	-2	
	日程管理	+2	-2	
	技術力	+2	-2	
		+2	-2	
		+2	-2	
	施工状況一般	+2	-2	
	安全対策	+2	-2	
		+1	-1	
	対外関係	+2	-2	
	目的の達成度	+2	-2	
	取りまとめ	+2	-2	
		+2	-2	
+2		-2		
審査	+1	-1		
業務の完了	+1	-1		
受託者努力による期限内完了	+2			
指 定 検	業務の理解	+3	-3	
		+3	-3	
	技術力	+4	-4	

査 員		+3	-3	
	施工状況一般	+4	-4	
	取りまとめ	+4	-4	
		+4	-4	
		+3	-3	
		+3	-3	
	審査	+3	-3	
	業務の完了	+3	-3	
	受託者努力による期限内完了	+3		